

依頼していないのに、給湯器や住宅の点検に来る事業者に注意！！

最近、「古い給湯器の点検をします」と言って、事業者が市内の個人宅を訪問しています。



【事例】

- 八王子市指定事業者を名乗る事業者が、この地域一帯の給湯器の点検に回っていると言って、訪問して来た。「10年以上前の給湯器は交換しなくてはならない」と言われ、給湯器交換の契約をしてしまったが、契約をやめたい。
- 自宅の電話に、「給湯器の点検を行っている。省エネ対応の製品を取り付けた場合は、市から補助金が出る」などと連絡があり、1週間後に給湯器の点検に来ると言われたが心配だ。

【対応方法】

- 市では、給湯器の訪問点検を特定の事業者へ依頼することはありません。市を名乗る給湯器の訪問点検は、拒否してください。
- 給湯器の交換時期に、法的な定めはありません。
- 在宅中でも玄関ドアの鍵をかけ、不審な訪問があった場合は絶対にドアを開けず、不要ならきっぱり断りましょう！
- 不審な訪問販売や各種点検を装って高額な料金を請求するトラブルも発生しています。お困りの場合は、消費生活センター（☎042-631-5455）に相談してください。
- 訪問して来た事業者が断っても帰ってくれない、暴言を吐くなど身の危険を感じたら、迷わずに警察に110番通報しましょう。

多重債務110番 を実施します

都と連携し、弁護士による多重債務相談を行います。
債務問題に関する相談先などの紹介も行います。

【対象】市内在住・在勤・在学の方

【日程・会場】9/4（月）消費生活センター

9/5（火）八王子駅南口総合事務所

【時間】午後2時～4時

【定員】各4名（先着順）

【費用】無料

【申込】8/15（火）から電話で消費生活センター

／ 契約のトラブルなどでお困りの際は、まずご相談ください ／

八王子市消費生活センター



相談専用電話：☎042-631-5455

月～土曜日の午前9時～午後4時30分（祝・休日、年末年始を除く）

*年末年始を除く祝・休日については「消費者ホットライン」☎188でご相談（午前10時～午後4時）を受け付けています。

- *相談は無料、秘密は守られます。
- *クリエイトホール休館日は、電話及びメールフォームによる相談をお受けしています。
- *土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階
電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025

メールフォームによる相談

メールフォームによる相談をお受けしています。ご利用は右の二次元コードまたは下記アドレスから！



<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/005/001/002/p007214.html>